

文書館だより

第18号

平成4年1月



「農業館と奏楽堂」

(部分 郷土資料 85B5164 「一府十四県連合共進会記念写真帖」)

発行／群馬県文書館

〒771

前橋市文京町三丁目七番六号

☎(0274)313386

印刷／朝日印刷工業株式会社

☎(0273)511323

題字 岡庭征人書

＝紙面案内＝

- 全史料協の活動をめぐって
- 明治期勸業文書の概要
- 新たに収蔵された古文書
- 新たに閲覧できるマイクロ複製絵図
- 企画展「上野国絵図展」を終わって

明治四十三年(一九一〇)年九月十七日から二カ月間、群馬県主催一府十四県連合共進会が前橋市で開催された。共進会とは、産業の振興をはかるため参加府県が物産を陳列し、その成績を審査表彰するというもので、府県連合のかたちで全国的に行われていました。

会場は前橋市内三カ所に設けられ、第一会場の清王寺町(現県民会館)には、市が一万九〇〇〇坪の土地を提供して本館がおかれました。第二会場の連雀町(現本町一丁目)には参考館が建てられ、第三会場は馬匹畜産共進会が紅雲町(現前橋女子高校)で行なわれました。

この写真は、共進会の事業を記念して作成された「記念写真帖」の中の一葉です。左手前で人々に囲まれている建物は奏楽堂で、第一会場の中央に位置し連日洋楽が演奏され人気を呼びました。右奥は農業館で、参加府県の農産物二万四〇〇〇点余が陳列されました。

第一会場には、このほか蚕糸館、特許館、染織工芸館、雑工業館などの陳列館が立ち並び、七万点を超す各種産物が陳列されました。また、飲食店や各府県の売店、余興地の活動写真、不思議館などの興行は多くの人々にてにぎわい、入場者は一三万人以上にのぼりました。

期間中前橋・渋川間には電車が開通し、市街地の家庭には電灯がとまり、会場の建物は夜間イルミネーションに輝くなど、電気時代の幕開けのなか空前のにぎわいとなりました。

(主任 田中尚)

全国歴史資料保存利用機関 連絡協議会の活動をめぐって

全国歴史資料保存利用機関連絡協議会々長
埼玉県立文書館長

関根 敬一郎

一、住民の志向をよむ

はじめに地域の一住民と文書館との出合いの場面を想定してみます。その人は保存庫に生息する記録史料の貌に触れて、さぞ大きな驚きを味わうことでしょう。

自分が歴史的現在に位置すること、「知」の歴史の往還を通つてそこに到達すること、そのためには時代の社会的営為と照応関係にある記録史料への想像力の働かけが必要であることなどを瞬時に覚られるからです。それが史料文化と成るためには、組織体が考案した代理表現や私的な集合表現をカプセルから取り出し、一般化する組替え手続きが必要となりましょう。こうしてはじめて他の出版文化などの領域と表現の環が結ばれます。

記録史料はまた歴史的時間における社会情報の一分野の集積ですが、歴史は「現在」の連鎖であり、現在とは行為によつて不可視になる「過去」であるということができます。従つて現在作られたつある記録史料もその価値において十分はじめから歴史的でありうるものです。そう考えますと、住民が自らの歴史を綴る主

体として自発的に記録史料を利用する可能性は、その異なる動機、多様な関心といった、歴史を現在に意識化する働きに度合に応じて、拡がりをもつものとなるでしょう。歴史を綴る主体であるとは、ひとが記録史料を所与の客観的な事実の集積として常に受動的に扱う立場に置かれるばかりでなく、むしろその内実の形成にかかわる組織体の行為に意思を反映させ、かつその産物を能動的に活用する関係に立つことを意味します。これは地域社会における民主主義の深化とおそらくつながりをもつことがらです。文書館の社会的任務もそれとともに重要さを増すと思われまふ。全国歴史資料保存利用機関連絡協議会（全史料協）の活動もこうした方向に密接に関わるものです。

二、歴史資料保存運動の中から

記録史料は物理的にも価値観の面でも常に時代の変転にさらされて損傷と消散を被つてきましたが、とくにわが国の戦中の災害と戦後の急激な社会変動は、いたるところで古文書・公文書類が大量に散逸・湮滅する深刻な事態を招きました。

これに対して、新しい歴史学の創造を目指す研究者らを中心に、史料の保存利用のための開かれた体制を制度的に実現する方向での熱心な努力が運動として取り組まれました。この運動の道程において一つの画期をなしたのは、地方史研究協議会等の運動を背景に日本歴史学協会の構想を踏まえ、日本学術会議が政府に対して行つた「歴史資料保存法の制定について」の勧告（昭和四四）です。内容は、

文書館設置を骨子とする法の制定の実現を企図したもので、歴史資料の現地保存原則を謳うなど地方文書館主義の思想に貫かれたものとなっております。さらに重要なことは、歴史資料の公開無制限による利用者サービスを柱に立てたことです。これは研究者集団内での公平利用のレベルを突き抜けて、国民を利用者として視野にとりこんだ発想である点で、「日本史料センター構想」への反立であると同時に史料保存利用運動の最初の礎石ともなる法理念の提示であつたといふことができます。

記録史料の散逸・湮滅を応急的に防止する運動は文部省史料館の発足（昭和二六）に結びつきましたが、この運動は昭和三五年前後を境にして発展的に史料保存利用—文書館設立運動の段階に移行したといわれます。この期に、書類の収集努力を文書館政策で裏打ちして自立的

に文書館設立に結びつけたのが山口県文書館（昭和三四）です。どのような状況下にあつても文書館設立が個々の自治体の困難な自助努力によつて獲得されるものであることに変わりなく、このパトスの継承は今日において特に重要です。

こうした「歴史資料保存法」の制定に向う運動の期間に、その運動の流れを、史料と利用者を媒介する実務担当者を軸として組織化していく動きが、史料保存利用機関等（国二、都道府県一）の有志によつて計られました。全史料協の前身に当るものがそれで、はじめ懇談会として発足し、昭和五十一年に歴史資料保存利用機関連絡協議会として正式に発会し、昭和五九年に「全国」を冠して現在の名称となつたものです。活動の目標は、史料の保存利用について共通の目的をもつ機関及び個人の会員が横の連絡を密にして、大会・研修会・地域部会等を通じて研究交流や情報交換につとめ、国際交流を図り、政策的かつ実践的に文書館振興運動をすすめることにあります。現在、機関一〇六個人一二九、計二三五のメンバー規模となっております。

全史料協は、設立直後の昭和五二年から五四年にかけて日本学術会議の運動に側面から呼応し、「歴史資料（文書）の保存について」歴史資料保存法制定の促進について「官公庁文書の保存利用のため

の法制化について」等の要望・請願を国や都道府県に行うなど、法制定上の隘路打開策に協議体の進む道を求めた点で、歴史資料保存利用運動の只中から生い立ったということができます。

ところで日本歴史学協会が日本学術会議に提出した「国立文書館建設の要望書」(昭和三三)は、同会議の「文書館法の制定について」(昭和五五)に至る一連の対政府勧告、国立公文書館の設置、公文書館法の制定等を誘起する主要動機をなしています。これに「歴史資料保存法の制定について」の勧告内容が対置されます。全史料協の法制定運動への関わりは、これらの要請行動を実現可能なタクティクのレベルに据えて推し進めることに向けられたといえます。

これを可能にしたのは、岩上二郎氏(元全史料協会長、顧問)の存在です。氏が国会議員として法制定を提案するに至る全過程に加わった不可抗力的要素、即ち、国民的関心の薄さ、文書館未発達の状態、官僚の文書管理意識、行財政負担への難色、議員立法一般に対する行政府の不応等の悪条件の圍繞は、それ自体ヘイマナスからの脱却の十分な理由でありました。従って全史料協としては、独自の「文書館法(案)」(昭和六二)を用意する一方、現実的に公文書館法案の成立のための調整作業への参加を通じて、複眼

的に組織活動を展開したということができます。このことがまた、法制定前と制定後の運動の局面を收拾していく視座ともなるはずですが。

三、全史料協の活動の一方

全史料協の活動分野は、法の普及・整備、文書館の設置促進、専門職制問題、史料の管理と組織化、情報出版活動、大会・研修会等の開催、地域別協議会の活動、史料学・文書館学の研究、国際交流等に幅広くわたります。これらは相互に関連し合つて会事業を成り立たせています。ここでは最初の二つの課題について私見を述べることにします。

法の普及・整備 公文書館法は、望ましい文書館法制度の意義基底となる部分をまず明文化した点において、大きな存在理由をもちます。国及び地方公共団体が責務を自らに課したこと、歴史資料の範囲に公文書等を位置づけたこと、利用者として国民及び地方公共団体の住民が指定されたこと、人的組織の中核に専門職を位置づけたことなど卓れた規範性を示しています。一方基本的事項について問題を残していることも事実です。

さて、全史料協が法の適用に関して複眼的に運動を展開する仕方は、次のように実際的かつ段階的なものとなるのではないかと考えます。

一 公文書等の管理システムを新しく体

系化する必要を、ガイドラインを添えて、各自自治体に呼びかけること

二 法第七条に基づいて徴した内容を指針の形で一般化し、運用に備えること

三 立法趣旨の範囲で現実に適用可能な施行規則の制定促進を図ること

四 法の限界を条例で補い、その委任規則に管理運営のあるべき内容細目を盛り込み、範例化して普及すること

五 各種文書館の全国的な設置状況と、前記の施行規則等の実効性を確かめながら、私立文書館の設置を含む法の全面改正について働きかけること

以上のように、国から地方への方向でつくられた公文書館法は、多元的機能をもつ地域文書館網の全国的な形成の観点からいずれ政策的につかみ直される必要があり、運動のペースブクティブもそこに置かれますが、実態の進行を欠いたあるべき文書館像への認識手段による到達を直ちに運動に転化することについては慎重であらねばならないでしょう。

文書館の設置促進 文書館を成り立たせる要素は、記録史料、保存利用施設、利用者、専門職等の職員です。文書館が固有の任務を果たすためには、この四要素を不可欠のものとし、施設の非専用はありうることです。職員は専任者を組織上又は事務分掌上に位置づけることが要件です。条例等に設置根拠を持つこ

とです。これらなくしては文書館は成長する有機体たりえません。しかし、これが機関会員の多くが直面し挑む難関でもあるのです。

文書館設立への道を歩む組織体史編さん及び文書担当の部署は機関会員の約四〇%余を占めますので、このパターンについて留意点を若干あげてみましょう。

一 これから組織体史編さんを予定するところでは、まず「史料保存利用体制」自体を整備すること

二 進行中の組織体史編さん事業は、文書館づくりのパラダイムに移してみたい場合、史料保存利用に関して基本機能と応用機能を転倒させたものであるので、終了後への計画展望としてでなく、漸進的に文書館業務をとりこんだ事業運営を期間中に図る必要があること

三 文書担当の部署は文書館づくりにとって、行政機関としてではなく奉仕機関として施設計画を準備すること

四 公文書の保存基準は、住民の公平利用及び請求(能動的選択)を前提として、史料価値と利用価値と副次的価値の総和を保つ観点から設定すべきこと

全史料協はいま、関係機関と協力して史料保存と利用の場を全国に拡げ、わが国の文書館制度をしかと地域に根づかせるための運動を政策的にすすめる時期に差ししかかっていると認められます。

明治期勸業関係文書の概要

——件名カードの利用にあたって——

行政文書課長 星野 富夫

文書館では、行政文書の利用検索の便をはかるため、簿冊に含まれている件名のカード化をすすめています。これまで利用できた「地方」「学務」「社寺」関係の件名カードに加え、勸業関係文書の件名カード作成が終了し、閲覧室でご利用いただけるようになりました。

文書館所蔵の明治期勸業関係文書については、農業をはじめ各種産業を含む広い範囲に及び、簿冊数五六冊、件名カード数約一万一五〇〇枚にのびります。以下、表の分類項目に従って、主な項目の概要を紹介します。

「水利組合」は、組合の会則や議事報告、予算決算、地方債の起債や償還台帳などが主なものです。用水を管理するために設立されていた水 downstream 村々の組合は、明治十三年の区町村会法以降二十五年の水利組合条例実施までは、水利土功会と呼ばれていました。

「農事試験場」は、二十八年四月に設立された農事試験場の試験成績報告や経費の支出に関するものです。

「肥料」は、営業免許証や肥料販売高の

届出が主で、不正肥料の取締を目的とする肥料取締法（三十四年）により知事の免許が必要となったものです。

「農況・農事被害報告」は、三十三年以降の各農産物の景況報告や風水害、霜害などによる被害状況の報告です。

「小作慣行調査」は、四十五年に実施された小作慣行調査に関するもので、各市町村における小作契約の期限、小作料、納入方法などの小作慣行の調査書が全体的に残っています。

「諸会」は、各都市町村農会により開催された各種品評会の報告書などです。

「蚕糸業」は、三十八年の「蚕病予防法」

による蚕病予防吏員の任免や三十六年からの収繭予想高の報告案などです。

「耕地整理」には、耕地整理の補助金、事業奨励のための調査などのほか、耕地整理図も数点あります。

「林業」は、部分木台帳と県有模範林についてのものです。

「水産業」は、三十六年の「漁業法施行規則」にもとづく築や養殖業者の免許の交付に関するものです。

「鉱業」は、中小坂鉱山の開拓願をはじめ石炭・石油の探掘願などとともに、三十六年の足尾銅毒被害調査も含まれています。

「工場票台帳」は、北甘楽、佐波、多野、利根郡の工場調査表で、各工場の製造品名、従事者数、機械、製造高などが記載されています。

「農工銀行」は、三十一年に開業した農工銀行の貸付、検査報告、株主総会につ

明治期勸業関係文書数

分類項目	簿冊数	件名数
水利組合	57	1,506
農事試験	2	42
農事試験	5	156
農況・農事被害報告	53	1,402
小作慣行調査	29	1,020
諸気蚕耕林地水鉞工場農庶移博展連	12	180
糸	4	22
地	6	196
産	8	62
業	4	130
帳	7	267
行	5	198
融	4	19
民	2	111
会	1	10
会	7	317
他	7	316
	11	51
計	328	5,259
	5	139
計	566	11,456

いての文書があります。

「移民」は、四十三年八月の大洪水により罹災地を離れ北海道や朝鮮への移住を勧めた時の関係文書です。移住の募集や輸送、移住状況の報告などがあります。

「博覧会」は、三十三年に開催されたパリ万国博覧会への本県からの出品目録や、三十六年に大阪で開催された第五回内国勸業博覧会関係、ほかに新聞記事の切抜きもありません。

「展覧会」は、主に四十四年本県で開催された第一回工芸品展覧会の出品審査台帳です。

「連合共進会」には、地方産業の振興をはかるため全国で開催された各地の共進会のうち、三十四年の新潟、三十九年の山梨、四十一年の長野、及び四十三年の本県についての文書が残されています。

特に四十三年本県で開催された一府十四県連合共進会については、規程、各種案内や入場券、陳列館の図面、出品台帳、売約簿など、準備から運営に関する文書が多数あり、連合共進会文書の大半を占めています。

以上が本館で収蔵している勸業関係の文書ですが、明治期の勸業政策や産業の実態に関する調査研究のため、多くの方々のご利用をお待ちしております。

新たに収蔵された

古文書

平成三年七月以降、当文書館へ新たに寄託・寄贈されました古文書の概要は次のとおりです。

◎前橋市小坂子町・織間弥平家文書(寄託)

近世幕末期から昭和戦前期に至る旧勢多郡小坂子村名主及び旧芳賀村大字小坂子村区長関係文書。名主文書には天保期以降の「人別御改帳」・「畑方名寄帳」・「年貢割付状」、そして村内御林伐木一件書類、明治期以降の区長文書では「田畑収獲帳」・「耕地図面」のほか、新溜池普請の入足・諸入費帳などがあるが、全体的に破損・虫損が著しい。

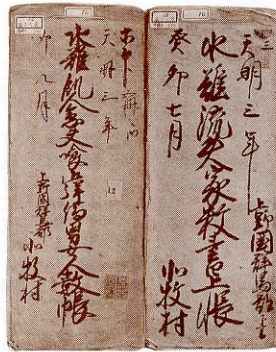
◎富士見村時沢・駒形義夫氏収集文書(寄託)

古書店からの購入文書。元禄二年上増田村検地帳や満徳寺文書のほか、明治四三年の一府一四県聯合共進会の際の県及び市町村勢一覧、書画のまくり、広告、時沢村字図、新聞附録などがある。また本県とは直接の関わりはないが、旧上田藩松平家の家臣文書も含まれている。

◎子持村北牧総代管理文書(寄託)

本文書は当初、同村北牧の牧久利家代保管、のち旧長尾村役場倉庫へ移され保

存されてきた。江戸時代の群馬郡北牧村名主文書を中心とし、寛政期から明治初年に至る「御廻状写帳」、天明三年の浅間山大噴火に伴う被害及び救済・復旧関係の文書は質量共に比較的良好に揃っている。ほかに嘉永五年の火災、吾妻川の渡し場、近世後期の年貢割付状と皆済目録、売掛け貸金訴訟、土地売買証文、そして明治期以降の近代文書も含まれている。



北牧総代管理文書の一部

◎前橋市下細井町・小沢喜三氏収集文書(寄託)

古書店からの購入文書。明治一五年惣社神社祠官らより群馬県令楨取素彦あての神社鳥居の再建及び水屋建設許可申請書など四点。

以上の新規受入れ文書のほか、すでに寄贈を受けている千葉県船橋市・西垣晴次氏から昭和一五・一八年刊の「群馬県勢一班」二冊、前橋市大利根町・片貝高四郎氏から故片貝庫三郎関係の昭和戦前期の免状・賞状・辞令などが新たに追加寄贈されました。(主任 岡田昭二)

新たに閲覧できる

マイクロ複製絵図

今年度も明治初期絵図のマイクロ複製作業を進め、別表の一〇五枚が昨年十月から、カラー写真とマイクロフィルムで閲覧いただけます。(主任 小暮隆志)

平成3年度マイクロ複製済絵図一覧表

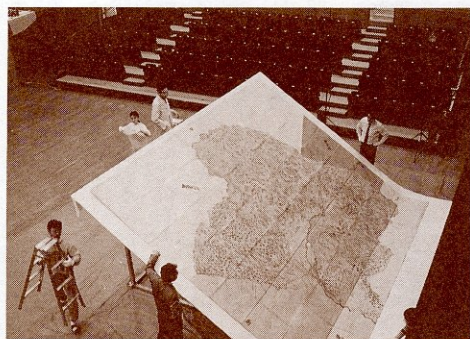
検見耕地絵図	896	吾妻郡厚田村	957	利根郡針山新田	1043	佐位郡曲沢村新田絵図面
番号	908	与喜屋村	960	東田代村	1055	新田郡田部村無民家持添 佐位郡田部井村
941	910	坪井村	1037	勢多郡倭久保村	1057	佐位郡国定村
985	906	立石村絵図面	945	石戸新田村耕地略図	1146	新田郡久仁村持添進退佐 位郡国定村
980	907	古森村	1131	新田郡高尾村	1053	佐位郡西小保方村
987	926	太子村	1075	西今井村	1054	上田村
1011	923	生須村	1127	花香塚村	1068	中嶋村
(第四区之内寺間村絵図)	931	中井村	1139	大村	1084	那波郡飯嶋村
1013	915	西窪村	1158	上中村新田	1089	後箇村
1006	919	鎌原村	1145	嘉祿村	1088	下福嶋村
999	917	袋倉村	1129	上江田村	1096	小泉村
())石倉村山林田畑水 道筋書上絵図	1028	湯宿村耕地絵図	1155	六千石村		
地券発行にかかる地引絵図	1025	東峰須川村	1153	(北久保)		
1042	1021	猿ヶ京村絵図面	1108	阿久津村		村字限図(村誌絵図)、郡図
(勢多郡)皆澤新田	1019	永井村	1110		933	利根郡高平村
1105	909	合瀬村	1109	宮内村兼帯阿久津村	937	岩室村絵図面
1106	935	利根郡生枝村	1115	堀口村	954	下平村
1081	972	太田川村	1120	亀岡村	958	東小川村
834	970	木賊新田絵図面	1119	前嶋村		
835	982	真庭村地券取調絵 図面	1117	二ツ小屋村		
836	984	後閑村	891	佐位郡太田村		旧藩(県)鹿絵図
837	989	大沼村絵図面	1050	市場村	992	(利根郡)下牧村
838	1010	高日向村地引絵図	1049	下触村		官有地地図
828	1008	幸知村	1051	堀下村	846	碓氷嶺上切、開田、官林 字中尾山字霧積山其外大 野採場共絵図面
828	1007	綱子村	1062	木嶋村	1092	郡波郡沼之上村
850	1005	栗沢村	1063	百々村絵図		道路・河川図
847	1018	夜後村	1065	上武上村	951	(利根郡)東村大字追貝村 道路調査図
848	953	築地村	1067	保泉村		
854	952	須賀川村	1072	島村		
862			1044	西久保村		
883			1045	曲沢村絵図面		

「上野国の国絵図展」を終えて

主幹兼専門員 田嶋 亘

企画展のテーマとして、国絵図を取り上げることが最初に提案されたのは、平成二年十月のことでした。国絵図としたのは、当館に元禄上野国絵図が寄託されていたためと、何分にも大きすぎて普通の閲覧には適さないもので、この際一般公開の機会を作ろうとしたものです。展示のための作業の第一は、展示物に関する調査で、展示パネルとパンフレット用の写真撮影も同時に行うことでした。対象は、県内外に存在する江戸幕府撰国絵図及びその写やそれをさらに模写したと考えられる上野国一國絵図で、手書きのものや出版物としました。調査の結果、把握できたのは、小型の国絵図が十三枚でした。そのうち出版物は一枚で残りは手書きの絵図でした。それらは、博物館や資料館に保管されているものが大部分でしたが、旧藩士や旧名主であった家などにも残されているものがありました。最も大きいもので縦186cm×横169cmだったので、撮影は通常の方法で何とか可能でした。

当館には元禄上野国絵図と天保上野国



元禄国絵図の撮影 (於生涯学習センター)

絵図下書控図があり、とくに元禄国絵図は、縦50cm×横55cmの巨大なものです。写真撮影には、広いスペースが必要で、カメラの位置も五メートルの高さが必要でした。そのため他に場所(生涯学習センターの多目的ホール)をお借りして、展示台を文書館から運び、組立てて撮影しましたが、写真は二枚に分割して撮らざるを得ませんでした。

また、実際の展示は、元禄・天保の両国絵図の現物を展示する場所としては、

館内では研修室以外にはなく、そのため県民の日を含めて三日間の展示が限度と判断しました。

展示の間は、管理面から、その都度保管庫にもどし、警備も職員が分担して行うこととしました。

元禄上野国絵図は、すでに作ってあった展示台にのせ、天保上野国絵図下書控図の場合は細長い切絵図に分割されているので、机を並べ台とし、その上に木綿の白布を敷き、次に調湿紙、その上に切絵図をのせさらに絵図のカバーとして、ビニロンフィルムで覆って展示することとしました。

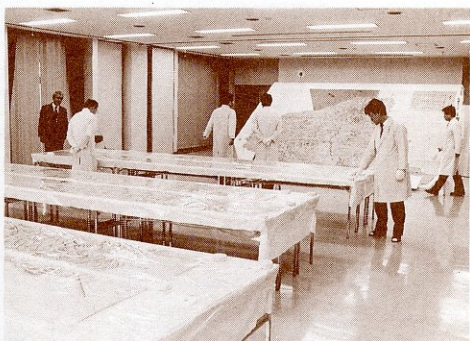
展示室における展示は、スペースの制約から、写真パネル及びコピーパネルを主体としたものとなり、元禄上野国絵図



天保国絵図の展示準備 (ビニロンフィルムで覆う)

も縦200cm×横200cmに縮小した複製物を作りました。展示する大きさとしては限界を感じさせるものでした。館藏品以外の国絵図は、十一枚を選び写真パネル(90×90)にして展示しました。

結果からみて、文書館における現物の巨大絵図の取り扱い、折りたたみの際のいたみ、また、人手と場所などを考えると、展示の機会は多く設定できないものと考えられます。その上、閲覧に供するとなるとやはり、その現物に代わる複製品の作成が欠かせないこととなります。文書館では、明治期地籍図のマイクロ化と複写サービスを手がけていますが、そのような方向が今後とられて行くべきだと考えられます。



展示会場 (手前天保絵図、奥元禄絵図)

利用者の目



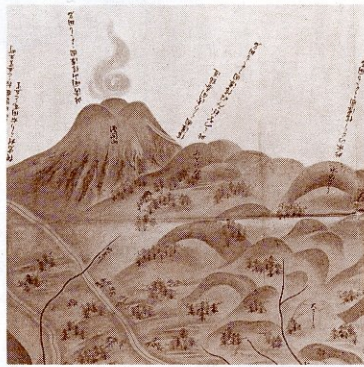
上野国の国絵図展を見て

高崎市 高井郁朗

二階特設展示場に入った私を圧倒したものは、まさしくこの「元禄上野国絵図」でした。あらかじめ一階の常設展示室で部分の説明や作成の経緯の丁寧な説明を見た後なので感動もひとしおでした。縦520cm横555cmの巨大な絵図を何と表現したらいいのでしょうか。畳に例えれば約一八畳。五〇年ぶりに幕府の命令で三部作られた内のひとつですが、おそらく同じものが今から二九〇年前に絵図元の前橋城の大広間で絵師らによって作成され、さらに江戸城の広間で広げられた時は、その精緻な描写と彩色に、人々は目を見張つたに違いありません。

「鶴舞う形の群馬県」と言われますが、この時すでに巨大な鶴は羽根を広げています。まず北から西にかけての分水嶺の連なりと山系は翼の輪郭と無数の緑の羽毛のように丹念に描かれています。さらに南端は神流川から利根川への滔滔とした流れと東は渡良瀬川が合流しながら嘴を描いています。太古からこの運命的な形は明治維新後のある時期を除いて変わっていません。豊かな水系の枝々には千三百近くの村々の息吹がみずみずしい果実

のようにたわわになっています。幕府はこれらの村々の名主や百姓たちまで意のままに動かせると言いたいのでしょうか。私は厳格な写実表現の多いこの絵図で、ただひとつユーモラスにのんびり噴煙をあげる浅間山に目が行き、歩み寄ってみました。地図記号が確立していない時代では、できるだけ客観的に表現する方法がベストだったのでしょうか。太平の世と言われた元禄が終わり、やがてこの八一年後に起こる浅間山大噴火という世紀末的な事件を暗示しているような静寂です。



碓氷峠から中山道を高崎に向かったとどると道は万緑の榛名山麓を大きく曲がりながら山道を下ります。やがて右手前方に高崎城下。係の方が用意してくださった双眼鏡でその先を見ると、まるで空から眺めているようです。私はいつのまにか近世の上州人になって、絵図の上を旅していました。

県内古文書研究団体紹介

芳賀歴史友の会

文書館の長期講座と一緒に修了した同郷三人。同じ芳賀地区出身でした。

三人とも、今後も学習を続けたい、地区公民館を拠点とする、地区内に呼びかけ仲間を増やしたい、と三つの意見が一致しました。

昭和六十一年十一月。時の会員九名。

「芳賀歴史友の会」は、芳賀公民館内に発足しました。幸運だったことは本家の文書館が、車で十分ほどの近さにあったことです。解説上のアドバイスを受け、またテキスト入手のために、かなり厚くましく出入りしました(今もそうです)。新会員のために解り易く、話題性に富んだ物々とテキスト選択には気を使いました。やがて珍しい資料を持ち寄る会員なども出てきました。継続するには倦怠は禁物です。そこで古文書解説の課外として、地区内に点在する石碑の拓本採りに挑戦してみました。地区内大小六基の碑の拓本には目を重ねました。碑文に面していると、古文書同様、歴史との対話を実感します。特に難解な古碑一面(延享二年)は、市内在住の原田種成先生(中国文学・文学博士)を煩わし、白文訳文ともにプリントして、碑の所在町の老人会のみなさんに差し上げました。

昭和六十三年七月。会が主催して、小坂子町公民館を借り「芳賀歴史展示会」を開催。地元旧家からの古文書、拓本類、寺の棟札、住民が持ち寄ってくれた民具の数々。会員汗だくの、三日間に亘る展示会は盛会でした。これは、上毛新聞に写真とともに大きく紹介されました。

昨年十二月十二日。地区長寿会(五十四名)とともに、文書館保管の明治初期に群馬県が作成した、地租改正時の村絵



学習の一コマ

図見字をさせて戴きました。古文書課長さんの詳しい解説に、我が村の父祖時代の地図を前に皆感嘆しきりでした。

会が発足して五年余、現会員十九名、内文書館講座修了生五名。月二回の勉強会は、土砂降りの雨でもない限り休会したことはありません。今、会員の宿題は、地区内向けの「歴史友の会便り」の発行です。(前橋市小坂子町 阿部喜三郎)

レファレンス コーナー

Q 金一兩を現在のお金で考えた場合、
だいたいいくらぐらいになるのですか。

A 昔のお金の価値を現在のお金に換算するために、ここでは、ある品物の昔と今の物価を比較する方法で考えてみましょう。たとえば、基準として考えられる物価の一つに、米価があります。江戸時代の平均的な米相場は、よく一石一兩といわれます。江戸幕府が家臣に知行米を支給する際の、米と金の換算率である「御張紙値段」やその他の米価を比較して算出した平均的な米価も、これに近い値段（ただし小売価格ではない）と考えられます（岩崎勝『近世日本物価史の研究』）。米の重さは一斗約一五kgなので、金一兩（一石）では一五〇kgとなり、現在の米の値段を一〇kg五千元と考えた場合、金一兩の値段は、現在の七万五千円に換算されます。

もうひとつ、金一兩の値段を「かけそば」の昔と今の値段を比較しながら考えてみると、落語の「当たりや」などでおなじみの、かけそばの値段は銭十六文です。金一兩は、平均的には銀四千文に換算されますので、金一兩では、合計二

五〇杯分のかけそばが食べられる勘定になります。現在、そば屋で食べるかけそばの値段は、だいたい四百円前後といったところでしょうか。金一兩で、かけそばは二五〇杯分とすれば、金一兩は、現在の十万円ということになります。

このように、換算は比較基準とする物価で変化します。何を基準にするかむずかしいところですが、右の換算率は大体的目安と考えてください。（千川明子）



●新たに閲覧できる古文書

藤岡市保美の清水てつ家文書と東京都小金井市の尾崎忠男家文書が閲覧できるようになりました。清水家文書は旧緑萼郡保美村の名主や副戸長等の公務上の文書と清水家の家経営文書です。尾崎家文書は真前神社の神職であった尾崎家に伝存した文書です。

マイクロ収集文書では、旧藩関係文書として富士見村寒河江家（前橋藩士）文書、高崎藩井伊家文書（彦根城博物館所蔵）、地方文書では利根郡白沢村小野良太郎家（旧高平村名主）文書があります。

◎『群馬県立文書館収蔵文書目録9』の発刊

文書館所蔵古文書の目録として、九冊目が刊行されました。収録されている文書は藤岡市保美の清水家文書です。清水

家文書は全体で四、五二二点ありますが、このうち三、九七五点について、文書の発生、伝存事由、内容等を勘案して類別排列し、文書全体の成り立ちがわかるように、また内容の検索もできるように構成されています。類別は大きくわけて、保美村近世名主文書、戸長役場美九里村文書、清水家私的文書とし、各々の文書の内容、様式等に従って小類別されています。

◎群馬県行政文書目録第4集（明治期学務編II）発刊

本目録は、『行政文書簿冊目録・明治編』の「学務」にあたる簿冊のうちから、先に刊行した第一分冊に掲載したものを除き、任免に係わる簿冊四四六冊、一、四七八件を第二分冊として収録した件名目録です。

編年順に各簿冊ごとに任免により分類し、郡別に学校名、氏名を一覧表としてまとめてありますので、教育史の編さん等にご活用下さい。

◎常設展のご案内

収蔵文書の紹介を中心とした常設展を一月七日から展示室に於いて開催します。今回は、群馬の社寺として、明治期宗教関係文書のうち、県内著名社寺の明細帳や古社寺調から選んだ文書や絵図等を紹介します。あわせて、群馬の和紙、古文書の用紙

と形、県行政文書の成り立ち、群馬県の誕生を展示するとともに、古文書解説コーナーも設けています。皆様のご来館をお待ちしております。



あゆみ

- 3・7・10 文書館運営協議会開催
- 7・12 文書館文書調査委員会開催
- 8・11 第1回長期古文書解説講座 田畑勉（群馬高専教授）6回まで
- 8・12 博物館学実習（21）
- 9・29 第7回長期古文書解説講座 井上定幸（群馬県史編さん委員）11回
- 10・22 企画展「上野国の国絵図展」開始（11・24）
- 10・26 企画展記念講演「江戸幕府の国絵図事業と国絵図の内容について」(川村博忠山 口大学教授)
- 11・7 全史料協徳島大会参加(1)
- 11・24 第12・13回長期古文書解説講座 飯倉晴武（宮内庁書陵部調査官）
- 12・8 第14回長期古文書解説講座 原島陽一（文化女子大学教授）